

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
002010	日本エアホースワン協会	懸賞エアホースワン	刑法第185条	庶民の娯楽を標榜観点から自由参加を主体に置き、懸賞金に参加の場合のみ下記の参加料(賭金)を設ける。 参加料(賭金) 上限 懸賞金 1回 50円 500円 50,000円 1回 40円 400円 40,000円 1回 30円 300円 30,000円 1回 20円 200円 20,000円 1回の挑戦回数を最高10回までに制限すれば、庶民の負担は200円から500円以内で納まり、庶民的娯楽の範囲を維持できる。 (提案)上記の範囲内において刑法第185条の賭博規制の適用除外。	賭博行為は、勤労その他正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しようとして他人と相争うものであり、国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれもあることから、それが御指摘のような態様でなされた場合に刑法の賭博に関する罪の規定を一律に適用しないものとするは困難です。	-	-	-
011060	宮城県	みやぎ農業活力創生特区	出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2 技能実習制度推進事業等運営基本方針(厚生労働大臣公示平成5年4月5日)	外国人技能実習制度の期間を3年間から5年間に延長するとともに、農産加工を対象職種に加える。	第189回通常国会に提出中の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立し、施行された場合には、一定の要件を満たす優良な監理団体・実習実施者において、一定の技能レベルに到達した技能実習生を受け入れることが可能となり、計5年間の技能実習が可能となる。 また、御提案の「農畜産加工」職種の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、 ①農業関係職種(耕種農業、畜産農業)及び食品製造系職種(9職種)があること、 ②技能実習制度の見直しの中で複数職種の同時実習を可能とすることとしていることから、提案内容については、おおむね対応できると考える。 なお、上記方策でよりがたい場合には、職種の追加を検討することとなる。 この場合、我が国の法令に抵触しない分野であって、 Ⅰ)単純作業でないこと、 Ⅱ)送出し国の実習ニーズに合致すること Ⅲ)実習の成果が評価できる公的評価システムがあること といった要件を満たす必要があり、移転すべき技能としてふさわしい職種であるかどうかを検討する必要があるため、この点を整理され、相談されたい。	-	-	-
025010	森ビル株式会社	建物区分所有法における建替え決議要件の変更	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	・区分所有建物の建替え決議について、建物区分所有法第62条中「区分所有者及び議決権の各5分の4以上」の賛成を必要とする要件を見直し、都市再開発法に基づく組合設立要件と同様の「区分所有者及び議決権の各3分の2以上」の賛成を要件と変更する。	区分所有法は、一棟の建物を区分してその各部分を所有権の目的とした場合について、建物及びその敷地の共同管理等について、私人である区分所有者相互間の法律関係を定める法律であり、その性質上、特区による特例を設けることに馴染まない。 区分所有法の建替え決議は、個々の区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うこととなるため、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要がある。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければならないが、決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となる。そのため、区分所有法の建替え決議要件を緩和することは相当ではない。 なお、決議に賛成しなかった区分所有者について、その区分所有権の時価での買取りが予定されているとしても、その意思に反して区分所有権を失うことになる以上、多数決要件に厳格性が求められることに何ら変わりはない。決議要件を緩和した場合における建替え事業への影響についても、区分所有法があらゆる区分所有建物に適用される以上、デベロッパーが積極的に関与する区分所有建物のみを想定すれば足りるというものではない。	-	-	-
026010	森ビル株式会社	借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由の明文化	借地借家法第29条	・借地借家法における正当事由制度について、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発の認可が正当事由に当たったことを明文化する。	・借地借家法は、あらゆる借家契約に適用される一般法であり、私人間の法律関係を定める法律であることから、性質上、特区による特例を設けることに馴染まない。 ・現行の借地借家法のもとでも、耐震補強の必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事例に即して適切に考慮されているものと承知している。提案の趣旨を実現するために、耐震補強等の必要性を正当事由とすること又は正当事由の判断要素として掲げることについては、借地借家法上の正当事由制度が賃貸人と賃借人との間における適切な利害調整を図るものであることから、慎重に検討する必要があると考えられる。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
027021	㈱ドリームワン	<バーチャル特区構想> C4資源作物(デントコーン)栽培による資源生産基盤の確立	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 技能実習1号口の表の第30号	①技能実習生の入国審査手続きにかかる時間の短縮及びマークシート化等による書類の簡素化を行うこと、②実習実施機関による日報の作成を不要とすること、③実習期間の延長(現行の1年から5年程度まで)及び帰国した実習生の再入国を可能とすること、を実現する。	①在留資格認定証明書交付申請に対する標準処理期間は1か月ないし3か月であるところ、技能実習生の入国予定時期を勘案して期間に余裕をもって申請されたい。また、申請の際に提出していただく各種資料は、入国しようとする技能実習生が「国で申請に係る活動を行うことや上陸のための基準に適合していることを証明するため」のものであり、現行で求められているものについては引き続き必要と考える。 ②技能実習計画に基づいて技能実習を実施するためには、技能実習実施状況を把握することが不可欠であり、実習内容や指導事項、今後の課題等を記載する日誌の作成は、技能実習実施状況を把握するために必要であると考える。 ③第189回通常国会に提出中の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立し、施行された場合には、一定の要件を満たす優良な監理団体・実習実施者において、一定の技能レベルに到達した技能実習生を受け入れることが可能となり、現行の「技能実習1号」と「技能実習2号」を合わせた最長3年間の期間に、「技能実習3号」の期間を加えた計5年間の技能実習が可能となる。 なお、御提案では、技能実習の実施が1年を通じて行われない場合でも、一旦帰国した技能実習生の再入国を認め、最長5年間の技能実習を認めるべきとあるところ、現行の技能実習制度は、「技能実習1号」、「技能実習2号」を合わせ最長3年間の期間中に一定のレベルの技能等を修得する制度であり、当該期間中に技能実習の活動を行わない期間、すなわち我が国で技能等の修得をしない期間が長期含まれているときは、十分な技能等の修得活動が困難になるものと考えられる。	-	-	-
043050	慶應義塾大学先端生命科学研究所 ヒューマン・メタボローム・テクノロジー株式会社 Spiber株式会社 鶴岡市 山形県	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
062020	①広島県(総務局経営企画チーム) ②株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	広島ドローン実証事業特区	航空法第81条、航空法施行規則174条1号イ(民法第207条)	実証実験に先立ち、規定私有地上のドローンの飛行可能下限高度に係る規定を設ける。	一般に、土地の所有権は、当該土地を所有する者の利益の存する限度で当該土地の上下に及ぶものと解されており、土地所有者の利益の存する限度内か否かは、個別の土地の具体的な使用態様に照らして判断すべきものと考えられる。したがって、土地の所有者の許諾を得ることなくドローン等の無人航空機をある土地の上空で飛行させた場合には、その土地の具体的な使用態様に照らして土地所有者の利益の存する限度内でされたものであれば、その行為は土地所有権の侵害に当たると考えられる。 ご提案の「飛行可能下限高度に係る規定」が「いかなるものを想定しているのか」も必ずしも明らかでないが、他人の土地の上において、一定の高度を上回る高度でドローン等を飛行させた場合には、当該土地の所有権侵害とはなり得ない旨の規律であるとすれば、土地の所有権がその土地の上下に及ぶ範囲が個別具体的に判断されるべき事柄であり、およそ所有権侵害とはなり得ない高度を量定することは困難である。 なお、「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」においては、小型無人機が第三者の所有する土地の上空を通過する際の土地の所有権との関係における法的課題についての調整のあり方に関し、論点整理を行うとしている。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
072110	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	公証人法第18条、会社法第26条、第30条 (※国家戦略特別区域法(一部改正)第12条の2)	申請者が事前確認のために公証役場へ負担を軽減するため、地域経済団体との連携のもと、公証人が県西部や県南部地域など、公証人役場外において、定款の認証を行うことを可能とする。	定款は、法人の目的、内部組織、活動に関する根本規則を定める重要なものであり、公証人が認証することにより、定款作成の事実が真正であること、及び関係法令に照らして内容の適法性を審査し、その明確性を確保することにより、後日の紛争と不正行為を防止するものである。 公証人が行う認証は、公証人の面前で、署名押印したことを作成名義人本人が陳述し、これを公証人が証明することにより、文書又は電磁的記録に記録された情報の作成名義人が文書にした署名若しくは押印又は情報に付した電子署名が、作成名義人本人の意思に基づいたものであることを証明することを意味するものである。 公証人の職務は、原則として公証役場で行うこととされているものの、事務の性質上、役場での職務執行を許さない場合には、役場外での職務執行も可能とされている(公証人法第18条第2項但書)。また、定款認証事業については、国家戦略特別区域法第9条第1項第2号に規定する特措法として公証人役場外定款認証事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、公証人法第18条第2項本文の規定にかかわらず、当該区域計画に定められた場所において、定款の認証に関する職務を行うことができることとされている。	-	-	-
072150	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	電波法第4条、第10条、第38条の6、第39条の3の3、第39条、第39条の13、電波法施行令第3条、電波法施行規則第6条、第33条、航空法第99条の2、同法施行規則第209条の4、道路交通法第77条、民法第207条	特区内のUAV使用については、事前に使用者と使用機材を申請・登録し、必要な整備(検査)を行っていることを前提に許可する。 i)電波法:特区で指定した機材については、免許を必要とせず使用が可能。 ii)航空法:包括的な事前協議により、都度の国土交通省への通報は不要。 iii)道路交通法:包括的な事前計画で、警察への届出により使用が可能(許可不要)。 iv)民法:建築物がない私有地(畑等)上空については使用が可能(高度基準の策定要)。 ※実証実験にあたっては中山間地などを対象地域として(住宅密集地を避け、公道も横切る程度とする)、事前に安全なルートを想定した上で、パラシュート(高度50m以上の場合)設置などの安全措置も講じながら実施するものとする。	一般に、土地の所有権は、当該土地を所有する者の利益の存する限度で当該土地の上下に及ぶものと解されており、土地所有者の利益の存する限度内か否かは、個別の土地の具体的な使用態様に照らして判断すべきものと考えられる。したがって、土地の所有者の許諾を得ることなくドローン等の無人航空機をある土地の上空で飛行させた場合には、その土地の具体的な使用態様に照らして土地所有者の利益の存する限度内でされたものであれば、その行為は土地所有権の侵害に当たると考えられる。 ご提案の「高度基準」がいかなるものを想定しているのか必ずしも明らかでないが、他人の土地の上において、一定の高度を上回る高度でドローン等を飛行させた場合には、当該土地の所有権侵害とはなり得ない旨の基準であるとすれば、土地の所有権がその土地の上下に及ぶ範囲が個別具体的に判断されるべき事柄であり、およそ所有権侵害とはなり得ない高度を量定することは困難である。 なお、「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」においては、小型無人機が第三者の所有する土地の上空を通過する際の土地の所有権との関係における法的課題についての調整のあり方に関し、論点整理を行うとしている。	-	-	-
079050	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉	民法(第207条)・・・土地所有権の範囲 航空法(第81条)、航空法施行規則(第174条1号イ及びロ)・・・最低安全高度	特区区内での私有地上空のドローン飛行について、特に山林や農地上空において、一定高度以上であれば所有者の許可なく飛行できるように基準を定める。	一般に、土地の所有権は、当該土地を所有する者の利益の存する限度で当該土地の上下に及ぶものと解されており、土地所有者の利益の存する限度内か否かは、個別の土地の具体的な使用態様に照らして判断すべきものと考えられる。したがって、土地の所有者の許諾を得ることなくドローン等の無人航空機をある土地の上空で飛行させた場合には、その土地の具体的な使用態様に照らして土地所有者の利益の存する限度内でされたものであれば、その行為は土地所有権の侵害に当たると考えられる。 ご提案の「高度基準」がいかなるものを想定しているのか必ずしも明らかでないが、他人の土地の上において、一定の高度を上回る高度でドローン等を飛行させた場合には、当該土地の所有権侵害とはなり得ない旨の基準であるとすれば、土地の所有権がその土地の上下に及ぶ範囲が個別具体的に判断されるべき事柄であり、およそ所有権侵害とはなり得ない高度を量定することは困難である。 なお、「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」においては、小型無人機が第三者の所有する土地の上空を通過する際の土地の所有権との関係における法的課題についての調整のあり方に関し、論点整理を行うとしている。	-	-	-
088040	(A) 医療法人社団 小磯診療所 (B) 一般財団法人 日本開発構想研究所	コミュニティのエンバウメントで、医療費1兆円抑制への挑戦ー『ウラガオモチ方式の地域医療・地域包括ケア』	出入国管理及び難民認定法 別表第1	外国人介護士及び保育士の在留資格を創設すること、また創設する際には、高度な審査基準を定めないこと。	本年3月、介護福祉士の国家資格を有する外国人の国内における就労を認めるための新たな在留資格「介護」の創設を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部改正法案を国会に提出していること。 なお、介護人材及び保育士の確保は、国内の人材確保対策を充実・強化していくことを基本としている。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
094020	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	2-(1)金融商品取引法第24条、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条 会社法第435条第2項、会社計算規則第59条	2-(1)金商法上の単体財務諸表及び会社法上の計算書類でIFRS使用を認める。	提案を実現するためには、会社法で求められている計算書類及び金融商品取引法で求められている単体財務諸表についてIFRSによる作成を可能とする必要があります。その際には、日本基準とIFRSとの差異が計算書類及び財務諸表に与える影響は様々であること等について十分な検討が必要と考えられます。	-	-	-
095020	合同会社ツクル	大型旅客船～小型船舶(海上タクシー)を活用した、羽田エリアと湾岸エリアを結ぶプロジェクト	刑法第185条、第186条 風俗営業適正化法第23条	刑法や風俗営業適正化法を改正して、日本領海上でのカジノ等の賭博行為を可能とする。	賭博行為は、勤労その他正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しようとして他人と相争うものであり、国民の射撃心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、前次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれもあることから、刑法の賭博に関する罪の規定を削除することや日本船舶で行われた場合について一律に刑法のこれら規定を適用しないものとするのは困難です。	-	-	-
098070	北九州市	北九州スマートシティ創造特区 ○都市まるごと輸出・インフラメンテナンスに従事する外国人人材を受け入れるための新たな在留資格の創設	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項 同別表第1	メンテナンス分野に強みを有する北九州市内企業等において、我が国のインフラシステムを現地にて管理・運営する人材を育成するための新たな在留資格「(仮称)インフラシステム」を創設し、7年程度の在留期間において、働きながら技術修得を行うことを可能とする。	御提案の「インフラメンテナンス」業務の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、技能検定の機械保全の職種については、技能実習生が受検する基礎が整備されている技能検定の職種であるため、技能実習制度の枠組みで技能等を修得させることが可能である。 また、第189回通常国会に提出中の「外国人の技能実習の適正な確保及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立し、施行した場合には、一定の要件を満たす優良な監理団体・実習実施者において、一定の技能レベルに到達した技能実習生を受け入れることが可能となり、計5年間の技能実習が可能となることから、提案に一定程度対応できる。 在留期間は、一定の期間ごとに我が国に在留する外国人の在留状況、在留の必要性・相当性等を確認する必要があることから定められているものであり、個々の外国人の在留期間の決定に当たっては、入国の目的、滞在予定期間、契約期間、身分・地位の安定度、在留状況の点検の必要性等を考慮することとしている。 入管法第2条の2第3項において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5年を超えることができないと規定されているが、これは、平成21年の入管法の改正により導入された新たな在留管理制度において法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することができるようになったことを受けて、改正前入管法では、在留期間の上限は原則3年とされていたものを5年に伸長したものである。 現状において、この上限を更に伸長するだけの合理的理由は認められず、御提案は受け入れられない。 なお、許可された在留期間を超えて我が国に滞在しようとする場合は、在留期間の更新の許可の申請を行うことができ、申請者に引き続き在留を認めることが適当と認められるときには、これを許可することとしている。	-	-	-
117010	兵庫県	粒子線医療OJT研修を受ける外国人医療チーム構成員の在留期間の延長等	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	在留資格「研修」の在留期間を最長2年に延長すること。	在留資格「研修」の在留期間については、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)別表第2に、1年、6月又は3月と規定されているところ、粒子線医療OJT研修が1年を超える場合には、同法務省令の特例として「2年」の在留期間を認める方向で現在地方自治体と調整中。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
117020	兵庫県	粒子線医療OJT研修を受ける外国人医療チーム構成員の在留期間の延長等	出入国管理及び難民認定法別表第1の4	研修外国人が扶養する配偶者・子に在留資格「家族滞在」を適用すること	<p>「研修」の在留資格については、その活動の性格から、その扶養を受ける配偶者や子は在留資格「家族滞在」の対象とされていない。</p> <p>一方で、提案整理番号117010に基づき検討中の特例措置に基づき在留を認められた外国人については、一般の在留資格「研修」で在留する外国人に比して家族の滞在について一定の配慮を行う必要が高いと認められるため、滞在中の経費支弁能力等に問題がない場合は、「特定活動」の在留資格により、家族(配偶者及び子)の滞在を認める方向で対応する。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
151010	在日米商工会議所(ACCJ)	外国法事務弁護士業務(外国法事務弁護士事務所開設に関する規制緩和)	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第2条第15号、第45条第4項、第5項	<p>【新たな措置の内容】 ・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第45条第5項は、次の通り読めるように変更されるべき。「登録された外国弁護士は、東京、名古屋、大阪、福岡の都市に限り、日本で支所を開設できる。」 ・同法第2条第15号に「この外国法の合併企業はそれぞれで日本法における法人になることができる。」旨の文を追加する。</p> <p>【補足】 外国法事務弁護士による支所開設の禁止をなくすため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第45条第5項は、次の通り読めるように変更されるべき。「登録された外国弁護士は、東京、名古屋、大阪、福岡の都市に限り、日本で支所を開設できる。」 これにより、外国法共同事業が複数の事務所を開設することを禁止している日本弁護士連合会の会則(第9条:外国法共同事業に関する規定)を変更することが必要となり、1つ以上の追加の事務所のそれぞれが、特区を構成する4つのうちの1つの都市を所在地とする限りにおいて、開設を認められることとなる。この条件をなくすことは、たとえこれら4都市だけに限られるとしても、国際化に向けた重要な最初の一步となるだろう。 外国法事務弁護士は法人を設立しなくても支所開設が認められるべきである(と思う)が、せめて、外国法事務弁護士と弁護士で構成する国際的な法律事務所は、支所を開設して顧客により近づくために、法人の設立が許容されるべきである。外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法は、外国法共同事業の形態は、法人というよりはむしろ、組合契約その他の契約による形態である旨を規定している(第2条第15号)。このように、外国法事務弁護士と弁護士は、外国法共同事業(一般的にタイプBの外国法事務弁護士事務所といわれる)を運営して法人を設立することを禁止している。一方、タイプAの外国法事務弁護士事務所(外国弁護士のみに雇用する事務所)は、100%弁護士事務所が数年間可能であるように、全く制限なく法人設立が可能。この区別は差別的であり、反国際的である。その結果、国際的な法律業務のために法人を設立したいと考える外国法事務弁護士と弁護士は日本で同時に複数の事務所を運営できない(例えば大阪と東京)。この法律は、弁護士と外国法事務弁護士共同して運営する国際的な法律業務の拡大を許容していないため、日本の国際化に貢献していない。外国法共同事業が法人になることの制限を撤廃するために、第2条第15号には以下の文が追加されるべき。「この外国法の合併企業はそれぞれで日本法における法人になることができる。」 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法は、特にタイプBが弁護士と外国法弁護士による平等な参画を許容し最も望ましいことから、タイプAとタイプBの法人選択を反映して修正されるべきである。これは、2009年の外弁協会による首相への報告における提案であった。</p>	<p>複数事務所の設置については、弁護士及び外国法事務弁護士のいずれによっても禁止されている。その趣旨は、弁護士及び外国法事務弁護士が不在の事務所において無資格の事務員等による法律事務の取扱いがなされるなど非弁行為の温床となるのを防ぎ、弁護士会及び日本弁護士連合会による指導・監督の実効性を確保するためである。</p> <p>一方、法人形態をとる法律事務所については従たる法律事務所の設置が認められているが、その場合においても、①弁護士である社員が当該従たる法律事務所へ常駐する。②当該社員が当該従たる法律事務所の所在する地域の弁護士会の会員である。③弁護士法人が当該従たる法律事務所が所在する地域の弁護士会の会員となる(重複入会)ことが条件となっており、これらによって弁護士会等による指導・監督の実効性を確保し、弊害を防止する仕組みとなっている。</p> <p>法人化によらない複数事務所設置を認めた場合、このような厳格な要件を課した現行制度の趣旨を没却し、弁護士会等による指導・監督を困難にするおそれがあると考えられる。したがって、外国法事務弁護士による複数事務所の設置については、外国法事務弁護士による法人設立を可能とすることを通じてその実現を図ることが適切であると考えている。</p> <p>なお、外国法事務弁護士についても、外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人については、同法人の設立を可能とする「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成26年法律第29号)」が平成26年4月25日に公布され、同改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。更に、平成27年3月に法務省及び日本弁護士連合会が共同で設置した「外国法事務弁護士制度に係る検討会」においては、平成26年10月10日に国家戦略特別区域諮問会議で決定された「国家戦略特区における追加の規制改革事項等」についても踏まえつつ、弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人の設立の可否について、今後検討することを予定している。</p>	-	-	-
152010	在日米商工会議所(ACCJ)	外国法事務弁護士業務(外国弁護士の登録に関する規制緩和)	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第10条第2項	東京、名古屋、大阪、福岡で働く外国弁護士が、外国法事務弁護士として登録する前に日本の外で資格取得国の法律実務に2年間費やす条件を撤廃するために、法第10条第2項の「通算して1年を限度として」という規定は削除されるべき。さらに、同項中の「とみなす」という文言の直前に、「東京、名古屋、大阪、福岡の事務所で開催された期間」という規定が加えられるべき。これにより、これら4都市のうち1都市の中で弁護士として働くことによつて、3年の資格取得国における3年の実務経験を完全に充足できるということが明確になる。	<p>労務提供期間算入の特例も含めた職務経験要件の在り方については、平成27年3月に法務省及び日本弁護士連合会が共同で設置した「外国法事務弁護士制度に係る検討会」において、平成26年10月10日に国家戦略特別区域諮問会議で決定された「国家戦略特区における追加の規制改革事項等」についても踏まえつつ、弁護士の推薦に基づき者を含めた有識者委員によって議論が行われているところである。当該議論の結果を踏まえた上で法務省としての対応を検討すべきものであって、現時点で法務省として提案に対する態度を表明することは時期尚早である。</p>	-	-	-
153020	個人	信州観光立国旅人支援事業、九州観光立国旅人支援事業、奥州観光立国旅人支援事業	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	信州観光立国(長野県)あるいは九州観光立国(九州7県)あるいは奥州観光立国(東北6県・群馬県・栃木県・新潟県)の各観光立国内を周遊する目的で、滞在する外国人が短期滞在の在留資格を取得する場合には、当該外国人の出身国に関わらず、付与される在留期間を一律90日間にする。	在留資格「短期滞在」を決定する場合における在留期間については、あらかじめ口上書で当該期間等を取り決められた査証発給対象国出身者を除き、滞在予定期間に応じて15日、30日又は90日いずれかの期間を決定しており、この点出身国の違いによって期間に差異は生じない。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
154020	茨城県、笠間市	陶芸国際都市笠間 推進特区	・出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習制度を緩和し、陶芸に関する技能実習期間を延長する。 ・具体的には、技能実習1号(1年間)を終了後、陶芸大学が独自に実施する検定試験に合格することにより、在留資格を技能実習2号に変更し、更に4年間の実習を可能とする。 	<p>御提案の「陶芸」業務の具体的な業務内容が必ずしも明らかではないが、技能実習向け技能評価試験の職種には、「陶磁器工業製品製造」職種があり、御提案の業務内容が当該職種に該当するのであれば、技能実習制度の特組みで技能等を修得させることが既に可能である。</p> <p>なお、技能検定の職種には、「陶磁器製造」職種があり、御提案の業務内容が当該職種に該当するのであれば、技能実習生が受検する基礎級を整備することにより提案は可能となる。基礎級の整備に当たっては、技能実習生の送出国の実習ニーズがあることと認められ、陶芸にかかる業界内の合意・協力を得ることが必要となる。</p> <p>については、御提案の具体的な内容について、相談されたい。</p> <p>また、陶磁器製造職種の基礎級を整備し、第189回通常国会に提出中の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立し、施行された場合には、一定の要件を満たす優良な監理団体・実習実施者において、一定の技能レベルに到達した技能実習生を受け入れることが可能となり、計5年間の技能実習が可能となる。</p>	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討の上回答された。	<ul style="list-style-type: none"> ・笠間産地は作家型の産地であり、ろくろや手ひねりなどの技術により作家の個性を活かした作品・製品が特長。 ・技能評価試験の「陶磁器工業製品製造」の内容(機械ろくろ成形、機械圧力鑄込み成形、ハンド印刷)は分業制の大量生産地の職人を想定したものであり、笠間産地の求める技能に適合しているとは言えない。 ・技能実習制度や技能評価試験において、産地の特性等を考慮した実習や試験を実施することについて、ご検討いただきたい。 	技能評価試験については、当省所管業務ではない。なお、第189回通常国会において、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が提出されているところ、同法案に基づく新たな制度では、管理監督体制の抜本的強化を図りつつ、優良な機関に限って、技能実習期間の延長(最大3年間→5年間)及び受け入れ人数の拡大を行うほか、地域限定の職種や企業独自の職種(社内検定の活用)など、対象職種の拡大を行うこととしている。
154030	茨城県、笠間市	陶芸国際都市笠間 推進特区	・出入国管理及び難民認定法第七条 ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。))に掲げる活動を定める件(平成二年五月二十四日法務省告示第百三十一号)	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格「特定活動」を拡充し、海外の陶芸家が笠間の窯元で働きながら陶芸を学ぶことを可能とする。 (在留資格「芸術」においては、収入を伴う芸術上の活動が認められているところであるが、本提案は、海外で活動実績ある陶芸家が笠間の窯元との雇用契約に基づき生産活動に従事しながら陶芸に関する高度な技術の習得等を図ることを可能とするため、在留資格「特定活動」を拡充したいもの。) ・具体的には、総合特区制度における特例措置「特定伝統料理海外普及事業」における在留資格の取扱を陶芸分野に適用する。 	<p>海外で活動実績がある陶芸家が本邦で収入を伴う創作活動を行う場合には在留資格「芸術」が認められるところ、創作活動に付随して高度な技術を修得することを妨げるものではない。</p> <p>また、御提案の「地域独自の陶芸に関する知識及び技能」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、技能実習向け技能評価試験の職種には、「陶磁器工業製品製造」職種があり、御提案の業務内容が当該職種に該当するのであれば、技能実習2号の活用を含めて技能実習制度の特組みで技能等を修得させることが既に可能である。</p> <p>なお、技能検定の職種には、「陶磁器製造」職種があるが、技能実習生が受検する基礎級を整備されていないことから、御提案の業務内容が当該職種に該当するのであれば、基礎級を整備することにより技能実習2号への移行も可能となる。基礎級の整備に当たっては、技能実習生の送出国の実習ニーズがあることと認められ、陶芸にかかる業界内の合意・協力を得ることが必要となる。</p>	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討の上回答された。	<ul style="list-style-type: none"> ・笠間産地は作家型の産地であり、ろくろや手ひねりなどの技術により作家の個性を活かした作品・製品が特長。 ・技能評価試験の「陶磁器工業製品製造」の内容(機械ろくろ成形、機械圧力鑄込み成形、ハンド印刷)は分業制の大量生産地の職人を想定したものであり、笠間産地の求める技能に適合しているとは言えない。 ・技能実習制度や技能評価試験において、産地の特性等を考慮した実習や試験を実施することについて、ご検討いただきたい。 	技能評価試験については、当省所管業務ではない。なお、第189回通常国会において、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が提出されているところ、同法案に基づく新たな制度では、管理監督体制の抜本的強化を図りつつ、優良な機関に限って、技能実習期間の延長(最大3年間→5年間)及び受け入れ人数の拡大を行うほか、地域限定の職種や企業独自の職種(社内検定の活用)など、対象職種の拡大を行うこととしている。また、前回回答のとおり、海外で活動実績がある陶芸家が本邦で収入を伴う芸術上の活動(創作活動)を行う場合には在留資格「芸術」が認められるところ、当該活動に付随して高度な技術を修得することを妨げるものではない。
154040	茨城県、笠間市	陶芸国際都市笠間 推進特区	・出入国管理及び難民認定法第七条 ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。))に掲げる活動を定める件(平成二年五月二十四日法務省告示第百三十一号)	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格「特定活動」を拡充し、笠間陶芸大学を卒業した外国人が、笠間の窯元で働きながら陶芸を学ぶことを可能とする。 (在留資格「芸術」では、収入を伴う芸術上の活動が認められているところであるが、本提案は、笠間陶芸大学を卒業した外国人が笠間の窯元との雇用契約に基づき生産活動に従事しながら陶芸に関する高度な技術の習得等を図ることを可能とするため、在留資格「特定活動」を拡充したいもの。) ・具体的には、農林水産省の「日本料理海外普及人材育成事業」における在留資格の取扱を陶芸分野に適用する。 	<p>御提案は、「日本料理海外普及人材育成事業」の仕組みに倣い、「笠間陶芸大学」を卒業した外国人に対して、在留資格「特定活動」を拡充し、窯元で働きながら陶芸を学ぶことを可能とするものであるところ、もともと仕組みは「留学」で在留していた者が引き続き日本料理を学ぶ際に「特定活動」を許可するものであることから、御提案の前年度として、「笠間陶芸大学」が在留資格「留学」により外国人を受け入れるものであることが必要と考えられる。</p> <p>笠間陶芸大学が在留資格「留学」により外国人を受け入れるためには、同大学が、大学、専修学校、各種学校等に該当することが必要であるところ、本件大学が教育機関としてどのように位置付けられるのかをまず整理していただければ、ご提案の内容について具体的な検討ができることから、本件大学の教育機関としての位置付けを整理いただきたい。</p>	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県立笠間陶芸大学は地方自治法第244条に基づく公の施設としてH28年4月に開校する。(大学校の概要についてはhttp://www.kougise.pref.ibaraki.jp/youyou/を参照。) ・当初、専修学校としての設立を検討していたところ、きめ細やかな個別指導を特色とするため、学校教育法における生徒数の最低基準40名を充たすことができないことから、今回の国家戦略特区提案において当該基準の緩和をお願いしているところ。 	今回の御説明に基づけば、「笠間陶芸大学」の教育機関としての位置付けが確定しておらず、そのような状況において在留資格「留学」による外国人の受け入れを前提とした検討を行うことは困難であるが、仮に、同大学の教育機関としての位置付けが確定し、在留資格「留学」により外国人を受け入れることが可能となった場合であっても、御提案の「日本料理海外普及人材育成事業」の仕組みに倣った制度を構築するためには、受け入れの必要性を始め、外国人労働者受け入れの基本政策との関係、日本企業側の雇用や賃金等の労働条件に与える影響、業所庁や地方公共団体の運営・監督体制等、多岐にわたる検討が必要になる。
155050	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン(インバウンド推進のための外国人スキーインストラクターの確保)	出入国管理及び難民認定法第7条 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	スキーインストラクター業務経験は1年のうち実質3ヶ月程度と換算されているが、3シーズン以上の業務経験を備える外国人については、在留資格要件を緩和する。	スキーインストラクターの在留資格要件については、「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「日本で本格的にスキーを楽しむ外国人旅行者が増加していることを踏まえ、外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、早期にスキーリゾート関係者のニーズ調査を実施し、業務経験年数要件に替わる要件の検討を進め、本年度中に結論を得る」とされており、これに基づき関係府庁において検討を行うこととなっている。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	外国人観光客が増加する中で、外国人スキーヤーのサービス向上させるため、引き続き前向きな検討をお願いしたい。	業務経験年数要件に替わる資格要件について、観光庁が実施したスキーリゾート関係者のニーズ調査結果を踏まえ、一定のスキーインストラクター資格を有することを代替要件として認めることとし、法務省令を改正することで、新たな告示を制定したところ(いずれも本年7月22日公布・施行)。
159010	個人	外国人の招致と交流による「スポーツ特区」	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条同 別表第2(第3条関係)	<p>在留期間については、更新時に同じ期間が付与されるとは限らず、特にスポーツ指導やプロスポーツ選手に係る「興行」やスポーツを中心とした教育を受ける活動に係る「留学」の場合などは指導環境(使用者、場所、条件等)や興行・就労環境が変わることもあるため、更新制度だけでは十分な人材確保が難しいのではないかと考えているため、(1)プロスポーツ選手に係る「興行」の在留資格について、付与することができる在留期間を、現行の「3年、1年、6月、3月又は15日」からそれぞれ1.5倍程度に伸長する。</p> <p>(2)スポーツ指導に係る「技能」の在留資格について、付与することができる在留期間を、現行の「5年、3年、1年又は3月」からそれぞれ1.5倍程度に伸長する。</p> <p>(3)スポーツを中心とした教育を受ける活動に係る「留学」の在留資格について、付与することができる在留期間を、現行の「4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月」からそれぞれ1.5倍程度に伸長する。</p>	<p>【(1)及び(2)について】 在留期間更新許可を受ければ引き続いての在留は可能であり、現行の在留期間を伸長する具体的な必要性はないものと認識している。在留中に就労環境等が変わっていた場合であっても、在留期間更新許可申請の際に、申請人の在留状況や今後の活動予定(活動内容や必要な期間等)等を動案して必要な在留期間が決定されることとなるため、本邦において活動を継続するに当たって特段の不利益は生じないものと考えられる。</p> <p>【(3)について】 興行や技能の在留資格により在留する場合と同様、在留中にスポーツを中心とした教育を受ける就労環境が変わっていた場合であっても、在留期間更新許可申請の際に、申請人の在留状況や今後の活動予定(受ける教育の内容や必要な期間等)等を動案して必要な在留期間が決定されることとなるため、本邦において教育を受ける活動を継続するに当たって特段の不利益は生じないものと考えられる。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
168010	三菱地所株	業務系用途等における借地借家法「正当事由」の規制緩和	○借地借家法第6条 (借地契約の更新拒絶の要件) ○借地借家法第28条 (建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件)	国家戦略特区に位置付けられている等の一定の要件を満たした開発プロジェクトにおける業務用途等の借地人、借家人について、借地借家法に定める正当事由を必須とせず、更新拒絶を可能とする。	・借地借家法は、あらゆる借家契約に適用される一般法であり、私人間の法律関係を定める法律であることからすると、性質上、特区による特例を設けることに馴染まない。 ・都市再生に資する開発プロジェクトが存することの一事をもって、借地借家法上の正当事由制度を不要とするのは、この制度が賃貸人と賃借人との間における適切な利害調整を図るものであることからすると、慎重に検討する必要があると考えられる。	-	-	-
177010	個人	クールジャパンに関わる外国人材の就労解禁	出入国管理及び難民認定法第2条の2 同 別表第一 など	・食、ファッション、美容、デザインといったクールジャパンにかかわる分野について、日本国内の関連する専門学校を卒業した外国人が、一定期間、調理業、美容業、服飾業、デザイン業等で働きながら修業することを可能とする在留資格を整備する。 ・滞在期間は、基本的な修業期間としての「3年」に、分野ごとに必要な期間を加えた期間とし、その後は、帰国して海外への普及を行っていただく。 ・東京都港区で限定的に実施する。 ・制度を悪用した外国人の在留などが生じることを防ぐため、修業できる店舗等は信頼性の高いところに限定し、自治体の関与等の十分なチェック体制を設ける。	現行においても、クールジャパンにかかわる分野において、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、当該業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して我が国の専修学校の専門課程を修了し、専門士又は高度専門士の称号を得ているときには、実務経験を問わず、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格によって就労が可能である。 具体的な許可事例については、当省ホームページにおいて公表している事例等の充実を図ることとしたい。 これらに該当しない外国人材の受入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略」改訂2015」に従い、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考ええる。	-	-	-